

社会福祉法人 西海市社会福祉協議会 事務局処務規程

第1条 西海市社会福祉協議会事務局（以下「事務局」という）に関する事務は、この規程の定めるところにより処理する。

第2条 会長が不在のときは副会長がその事務を代決、又は代行する。

第3条 会長、副会長が不在のときは会長があらかじめ指名した順序により理事がその事務を代決する。

第4条 事務局長が不在のときは、事務局次長、課長及び所長がその事務を代決する。

第5条 代決した事務が上司の後閲を必要とすると認めたときは施行後供覧しなければならない。

第6条 事務局長、事務局次長、支所長、課長及び所長は、別に定める専決規程によりその

属する事務を専決することができる。

第7条 文書の処理については別に定める文書取り扱い規程により処理する。

附 則

この規程は公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年3月30日に改正し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年3月25日に改正し、平成21年4月1日から適用する。